

2 消安第1717号
令和2年11月20日

農業資材審議会長
松 井 徹 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎



飼料添加物の指定並びに製造の方法等の基準及び成分の規格の設定並びに飼料の製造の方法の基準の改正に係る諮問について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第2条第3項及び第3条第2項の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求める。

記

- 1 法第2条第3項の規定に基づき、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンイソプロピルエステル及びL-イソロイシンを飼料添加物として指定することについて
- 2 法第3条第1項の規定に基づき、1に係る製造の方法等の基準及び成分の規格を設定することについて
- 3 法第3条第1項の規定に基づき定められた25-ヒドロキシコレカルシフェロールを含む飼料に係る飼料一般の製造の方法の基準を改正することについて

3 消安第 2258 号
令和 3 年 7 月 29 日

農業資材審議会長
赤 松 美 紀 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

飼料添加物の指定並びに製造の方法等の基準及び成分の規格等の設定等に係る諮問について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和 28 年法律第 35 号。以下「法」という。)第 2 条第 3 項及び第 3 条第 2 項の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求める。

記

- 1 法第 2 条第 3 項の規定に基づき、ナラシン・ナイカルバジン合剤及び塩酸 L-ヒスチジンを飼料添加物として指定すること。
- 2 法第 3 条第 1 項の規定に基づき、1 に関する製造の方法等の基準及び成分の規格等を設定すること。
- 3 法第 3 条第 1 項の規定に基づき定められたギ酸の製造の方法等の基準及び成分の規格等について、水酸化ナトリウムを混和したものを飼料添加物として製造等することができるよう、当該基準及び成分の規格を改正すること。